

令和5年第4回市議会定例会において可決された意見書

不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書

令5.12.22 第4回定例会で可決
提出先 衆議院議長，参議院議長
内閣総理大臣，内閣官房長官
こども政策担当大臣
財務大臣，文部科学大臣
総務大臣

文部科学省の公表によると、令和4年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は、10年連続で増加しており、全国で29万9,048人、鹿児島県内においても3,821人の児童生徒が不登校とされており、依然高水準で推移しています。また、不登校の定義となっている「年間欠席30日以上」の条件には該当しないものの、潜在的な不登校児童生徒の存在も散見されます。

このような状況の中、フリースクール等の民間施設は、不登校の児童生徒にとって安心して学びを継続していける居場所としての重要な選択肢となっている側面があります。一方で、フリースクール等を利用する際には、保護者や児童生徒に多額の経済的負担はもちろんのこと、身近に通うところがない場合には、遠方への通学にかかる時間的負担、身体的負担、心理的負担など様々な課題があり、このような負担を抱える保護者や児童生徒に対しての支援が必要であると考えます。

以上のことから、現状では、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下「教育機会確保法」という。）の基本理念2に明記される「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援」が充実しているとは言い難い状態であり、早急な具体策を講じる必要があります。

よって、国におかれては、不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するために、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 教育機会確保法制定に際し、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会がそれぞれ附帯決議した内容である「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」を早急に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。